

「第5期長野市介護保険事業計画」の構成

地域包括支援センターの設置及び適切な運営に関わる項目

第 4 期	
各論	
第 2 章 地域ケア体制づくり	
第 1 節 地域ケア体制の整備	
1 相談支援体制の充実	
2 地域福祉活動の推進	
第 3 節 地域包括支援センターの役割	
1 地域包括支援センターの運営	
2 包括的支援事業の推進	
総合相談支援事業の推進	
権利擁護事業の推進	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進	
介護予防ケアマネジメント事業の推進	
第 5 章 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実	
第 1 節 認知症高齢者（家族）支援	
1 認知症高齢者（家族）支援事業	
2 認知症対応型の施設整備	
3 地域における認知症高齢者支援	
第 2 節 高齢者の権利擁護支援体制の充実	
高齢者虐待防止の推進	
成年後見制度の活用促進	
消費者被害防止の促進	

第 5 期	
各論	
第 2 章 地域包括ケア体制づくり	
第 1 節 地域包括ケア体制の整備	
1 相談支援体制の充実	
2 地域福祉活動の推進	
3 医療と介護の連携強化（追加）	
4 認知症対策の充実（追加）	
第 2 節 地域包括支援センターの機能強化	
1 地域包括支援センター運営体制の強化	
2 包括的支援事業の推進	
(1) 総合相談支援事業	
(2) 権利擁護事業	
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
(4) 介護予防ケアマネジメント事業	
第 5 章 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実	
第 1 節 認知症高齢者（家族）支援	
1 認知症高齢者（家族）支援事業の推進	
2 認知症対応型施設の整備	
3 地域で認知症高齢者を見守る体制づくり	
第 2 節 高齢者の権利擁護支援体制の充実	
(1) 高齢者虐待防止の推進	
(2) 成年後見制度の活用促進	
(3) 消費者被害防止の促進	

## 主な見直しの内容

### 第2章 地域包括ケア体制づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、生活支援サービスなどが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、一人ひとりの状態に応じた適切で効果的なサービスを提供できる体制をつくりま

#### 第1節 地域包括ケア体制の整備

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた施策として、「医療と福祉の連携強化」を追加し、医療ニーズが高い在宅高齢者を支えるため新たに創設されたサービスを始め、サービス提供体制の充実に努めます。また、情報を提供し合い共有する仕組み強化します。
- ・地域包括ケア体制の整備の面から「認知症対策の充実」を追加し、認知症高齢者本人や家族を地域全体で見守り、支えていくための体制づくりを進めます。

#### 第2節 地域包括支援センターの機能強化

##### 【1 地域包括支援センター運営体制の強化】

- ・在宅介護支援センターを「地域包括支援センターを補完する相談窓口（ブランチ）」と明確に位置付けます。（ブランチの設置運営等についても運営協議会の所管事務になります。）
- ・市直営の地域包括支援センターを「基幹的な機能を担う地域包括支援センター」と位置付け、市の関与や責任を明確にし、直営センターが市内の全センターの業務を統括し、調整します。
- ・市は委託センターに対して、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を示し、委託センターは市の方針に基づき事業計画を作成し業務に当たります。
- ・平成26年度までの整備目標は17か所と変わりませんが、3つのブロックごとの整備目標数を明確にします。また、ブランチ機能を担う在宅介護支援センターのみとします。

##### 【2 包括的支援事業の推進】

- ・(1)総合相談支援事業では、基幹となる地域包括支援センターに、認知症地域支援推進担当者と囑託医を配置し、地域におけるケア体制及び医療と介護の連携強化に努めます。
- ・(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、ケアマネジャーと病院等との更なる連携強化が図れるように努めます。また、社会資源の情報提供に努めます。

### 第5章 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

- ・認知症予防講座・講演会等を充実します。
- ・長野市成年後見支援センターとの連携を強化し、成年後見制度の円滑な利用に努めます。